



# ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

## WEEKLY BULLETIN

創 立 1969. 5. 30 会 長 南 賀 勝 之  
幹 事 濱 田 由 弘 会 報 委 員 長 岩 永 建 保

Rotary  **Be a gift to the world**  
世界へのプレゼントになろう  
2015-2016年度国際ロータリー会長 K.R. ラビンドラン

RI 2660地区  
大阪城南ロータリークラブ

NO. 2273

2016-4-8

事務所 〒542-0012 大阪市中央区  
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号  
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899  
http://www.osaka-johnan-rc.org/  
E-mail:johnan25@crocus.ocn.ne.jp  
例会場 シェラトン都ホテル大阪 上本町6-1-55  
TEL (06)6773-1111  
例会日 金曜日 12:30

### 本日の例会) 4月8日(第2例会)

- 卓話 「ロボットと法律と日本」  
次世代ロボットをめぐる最新の状況と、  
法律との関係についてお話しします。  
小林正啓会員
- 酒味の会  
「食いしんぼう 花」  
ちゃんこ料理及び二次会

### 次週のお知らせ) 4月15日(第3例会)

- 卓話 「電力・ガスの自由化について」  
電力やガスの自由化は、将来どのような  
影響を利用者に与えることになるか。  
日本ガス協会 常務理事 川岸隆彦氏  
(プログラム委員会担当)
- 次年度理事会 11:00 ~ 12:10  
シェラトン都ホテル大阪 3階 ホワイエ
- 職場見学 14:30 ~ 15:30 予定  
場所 ミズノ スポーツロジージャラリー
- 食膳 〈日本料理 和定食〉

### 次々週のお知らせ) 4月22日(第4例会)

- 例会時間変更 18:00 ~ 20:00  
IM 第8組合同例会

### 先週の記事) 4月1日(第1例会)

- 出席報告  
出席会員 42名 (内免除会員 11名)  
会員総数 51名 (同上 17名)  
ゲスト 0名

ビジター 1名

計 43名

ホームクラブ出席率 93.33%

3月18日(第3例会)補正出席率 97.87%(MU 3名)

- ゲスト&ビジター (敬称略)  
三嶋庸弘 (京都東)

### ◆ 会長の時間 ◆

海外姉妹クラブとの国際交流

2660地区には海外のクラブとの長期的な友好関係を築いているクラブが多数あります。各クラブは、海外のクラブと「姉妹クラブ」、「ツインクラブ」、「友好クラブ」等と呼ばれる友好協定を結び相互訪問や共同プロジェクトを実施しています。「ツインクラブ」という名称は国際ロータリー創立100周年に当たる2005年に国際ロータリーが全世界のクラブに「ツインクラブ」を作るように呼びかけて生まれたもので、「姉妹クラブ」と同じ意味で使われています。最初は「友好クラブ」関係を結び、その後ツインクラブ(姉妹クラブ)関係に発展するケースが多いようです。ツインクラブは二つの異なる国のクラブで成り立っており、お互いに緊密な友好関係を築いて、国際奉仕プロジェクト、青少年交換、あるいは友情交換などの特別なプログラムを共同で実施して、国際親善を推進するものです。

大阪城南RCは、1979年4月に香港島東RCと1987年4月に台湾の豊原北區RCと姉妹関係を締結しています。因みに5月12日から豊原北區RC創立30周年記念式典が開催され、我々も参加します。次年度香港島東RCからエリック・チンさんが、ガバナーに就任されます。

### ◆ 幹事報告 ◆

地区より2016年4月のロータリーレートは、1ドル=116円と連絡ありました。

4月は母子の健康月間です!!

## 〈4つのテスト〉言行はこれに照らしてから

真実かどうか

みんなに公平か

好意と友情を深めるか

みんなのためになるかどうか

### ◆ 委員会報告 ◆

国際奉仕委員長 岡部倫正

本日、例会終了後に豊原北區ロータリークラブ30周年にご参加される会員に、旅行会社の担当者から説明があります。

必ずご出席いただきますようお願い致します。

親睦・出席委員長 平瀬 健

春の家族会よろしくお祈りします。

R財団・米山奨学委員長 井上裕貴

浅井会員よりR財団に寄付をいただきました。

次年度幹事 村上泰啓

趣味の会のアンケート、もう1週待ちますので、よろしくお祈り致します。

### 卓話

#### 4月1日〈第1例会〉

#### 「マイナンバー制度と保険の関わりについて」

武田善博会員



今年から本格的に運用が開始されたマイナンバー制度。日本に住民票のある全ての人に配布される12桁の番号で、社会保障や税・災害対策の手続きの際に

提示を求められるようになりました。

生命保険においても、今後マイナンバーの提示を求められる場合があります。それは、①一時金として受け取った保険金などが100万円を超える場合、②個人年金に加入し、契約者＝年金受取人という契約で年間の受取額が20万円を超える場合、③個人年金に加入し、契約者と年金受取人が別人の場合、2013年以降の全ての支払について、です。

またマイナンバー制度と併せて重要な制度として、平成27年度税制改正があります。これは生命保険契約の契約者変更が行われた場合に、保険会社に対して法定調書の提出を義務付ける新たな制度で、平成30年1月1日以降実施されます。

生命保険は契約者・被保険者・保険金受取人が誰かによって、課税される税金の種類が異なってきます。契約者と被保険者が同一の場合は「相続税」、契約者・被保険者・保険金受取人が全て異なる場合は

「贈与税」、契約者と保険金受取人が同一の場合は「一時所得(所得税・住民税)」が課税されます。生命保険ではこの関係をよく理解しながら契約することが大切です。

今後はマイナンバー制度や保険契約者変更時の法定調書提出により、これらの課税がより明確に把握されるようになります。例えば親が子供の為に終身保険に加入している場合、契約者＝親・被保険者＝子・保険金受取人＝親だと「一時所得(所得税・住民税)」ですが、この契約を契約者＝子・被保険者＝子・保険金受取人＝子の妻に変更すると「相続税」になりますが、平成30年1月1日以降はこのような契約者変更をした場合には、変更前まで「誰が」「いつまで」「いくら保険料を負担したか」を明記した法定調書が提出されるわけです。生命保険の契約時や保険金受給時には注意が必要です。

### にこにこ箱

#### 4月1日(第1例会)

- 慶生会、設立30周年の式典を無事終えることが出来ました。皆様のお陰と感謝し、益々精励努力いたします。

今後とも宜しくお祈りいたします。

永井会員

- ゴルフ部 今井キャプテン、三宅マネージャー、村上(泰)さん、中尾さん、コンペお世話有難うございました。

南賀会員

- 第26回 囲碁将棋大会、無事終了。

ご協力いただきました会員の皆様に感謝!

中谷(佳)会員

- 一昨日、株主総会。本日、入社式無事終了しました。

中尾会員

- 年1回の家庭サービスで、ポルトガルに行ってきました。

梅崎会員

- 光信先生、先日は勉強会を開いていただき、有難うございました。

本日は卓話担当です。よろしくお祈りします。

武田会員

- 他、お祝い26件 早退2件 遅刻1件

(編集担当 小原・藤野)

会員増強にご協力を!!